



浜松市川や湖を守る条例に係る河川合同巡視について

本市では、美しく豊かな川や湖の水環境を保全して次代に継承するため、平成20年7月1日に、「浜松市川や湖を守る条例」を施行しました。この条例につきまして、市民に対して様々な啓発活動を展開しており、水辺のレジャー利用者のマナー向上につながっております。

このたび、夏季のレジャー利用が多い時期に合わせて条例の一層の周知を図るため、阿多古川において、河川合同巡視を実施します。

記

1 実施概要

【実施日時】令和5年8月2日（水）12:50～13:55

〈予備日〉8月4日（金）同時刻

※ 少雨決行。荒天等により中止する場合は11:00までに判断。

当日のお問い合わせは、浜松市環境政策課までお願いします。

※ 予備日も実施不可の場合は中止。

【集合場所】下阿多古ふれあいセンター駐車場（天竜区上野172-3）

【当日の流れ】12:50～13:00 出発式（下阿多古ふれあいセンター）

13:10～13:30 巡視（坂之脇橋）

13:35～13:55 巡視（平田大橋）※巡視終了後、解散

※ 当日の河川利用状況により巡視場所や時間は変更となる場合があります。

【実施内容】タスキ、啓発帽子を着用し、のぼり旗を持参し、ハンドマイク等で、水辺のマナー向上を呼び掛けながら、条例啓発チラシと啓発物品を配布

2 参加者

- ・ 阿多古川環境保全協議会
- ・ 天竜警察署
- ・ 天竜区まちづくり推進課（予備日に実施の場合は不参加）
- ・ 環境政策課

3 備考

浜松市川や湖を守る条例では、環境共生区域[※]を定め、その区域内において条例で定める禁止行為を行った者に対しては、5,000円の過料を科すことがあります。

※ 環境共生区域とは、川や湖でレジャーを楽しむ方のマナー向上を図るための重点区域で、阿多古川の平田大橋から阿多古橋までの間と、都田川の都田橋から東山橋までの間の河川区域です。

